

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：消防庁予防課・防災課 外 8課室

<p>施策名</p>	<p>火災・災害等による被害の軽減</p>	<p>政策体系上の位置付け 6 国民の安心・安全の確保 政策22</p>
<p>施策の概要</p>	<p>住宅防火対策の推進、小規模雑居ビル等の消防法令違反の是正指導、放火火災防止対策の推進、危険物施設等の火災・漏えい事故の総合的な防止対策を推進することなどにより、火災予防対策の強化に努めた。また、大規模災害等に備え、緊急消防援助隊の充実強化、消防団や自主防災組織の活性化、公共施設等の耐震化等の推進を行い、国と地域の防災力の強化を図ることにより、火災・災害等による被害の軽減に努めた。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>○住宅防火対策の推進 住宅火災による死者数は近年増加傾向にあり、住宅防火対策の一層の推進が必要である。 平成17年は記録のある昭和54年以降最多の1,220人（放火自殺者等を除く。）であったが、平成18年は1,187人（概数）と減少している。平成18年度で全国において90件の住宅用火災警報器の奏功事例が各消防機関から報告されていることなどから、住宅用火災警報器の設置の促進など住宅防火対策の取組みの有効性が認められる。 しかし、住宅火災による死者数は依然として高水準となっており、死者の半数以上は65歳以上の高齢者であること、また、約6割は逃げ遅れによるものであることから、今後も高齢者世帯を中心に住宅用火災警報器等の早期の普及を促進するとともに、着火抑制の機能を持つ防災品の普及を推進していくことが重要である。</p> <p>○放火火災防止対策の推進 出火原因については、放火火災件数（放火の疑いによるものを含む。）が10年連続して1位であることから、火災件数の減少には放火火災防止対策の推進が必要である。 放火火災件数は、平成18年中は11,258件（概数）となり、改善傾向が見られる。これは、平成16年に取りまとめた「放火火災防止対策戦略プラン」に基づき、チェックリストを活用した自己評価による取組みを全国の消防機関において推進し、放火火災防止対策を実施したことに伴う効果と考えられ、有効性が認められる。 しかし、放火火災件数は、依然として高水準（全出火件数の5分の1以上）にあることから、今後も同プランを活用した地域全体で取り組む「放火されない環境づくり」を推進していくとともに、各地域で実践されている有効な放火火災防止の取組み事例について、情報の共有化を図っていくことが重要である。また、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の効果を検証していくなど、引き続き放火火災防止対策を推進することが重要である。</p> <p>○緊急消防援助隊の充実強化 緊急消防援助隊の充実強化については、東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、大規模災害への対応力を一層強化する必要があることから、消火部隊等を増強するなどして、平成20年度における緊急消防援助隊の登録目標を4,000隊規模とすることとしており、この目標に向け増強整備を促進した結果、平成19年4月1日現在3,751隊（約44,000人規模）が登録されている。 今後は目標を達成するため、義務的国庫補助金である緊急消防援助隊設備整備費補助金を確保し、施設・資機材等の整備を推進するとともに、先端科学による消火・救急救助技術の開発の促進及び緊急消防援助隊の指揮及び連携活動能力の向上を図ることが重要である。</p> <p>○消防団員の確保 地域防災の中核的存在である消防団の充実強化は、地域防災力の向上に必要不可欠である。 消防団員を確保するために、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進を図ったが、平成18年4月1日現在で消防団員数は、900,007人となっている。これは、新任団員を上回る団員が退職したことによるものであり、新任団員確保の取組が一定の成果を上げて、対前年度比の団員の減少人数は縮小しているものの退職団員数をカバーするには至っていない状況である。 消防団の充実強化のために、将来的な目標数値（団員数100万人、うち女性団員数10万人）に向けて、資機材等の整備や団員の処遇等の改善を図るとともに、マスメディア等を積極的に活用した広報の実施等を進め、新規消防団員確保のための運動を全国的に展開していくことが重要である。また、消防団協力事業所表示制度や消防団員確保アドバイザー派遣制度等を活用した消防団員確保のための取組みを推進し、一層の消防力の充実強化を図ることが重要である。</p> <p>○防災拠点となる公共施設等の耐震化 災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる公共施設等の耐震化が急務である。 平成16年度からの4年間で5,150棟の耐震化を予定していたが、平成17年度末までの2年間の耐震改修済み棟数は4,468棟であり、目標の80%以上を達成している。また、平成15年度の調査では、平成19年度末の耐震率を54.1%と見込んでいたが、平成17年度の調査における同年度末の耐震率は56.4%であり、前倒して見込みを達成していることから、耐震化の促進を図るための取組みに有効性が認められる。 しかし、依然として耐震率は6割に満たないことから、引き続き都道府県における耐震化緊急実施計画を推進していくことが重要である。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

火災予防対策の強化、国と地域の防災力の強化を図ることによって、火災・災害等の発生件数、死者数を減らすことにより被害を軽減することを目標とする。

【住宅火災による死者数】(人)

	H16年	H17年	H18年
死者数	1,038	1,220	1,187

(目標:住宅火災による死者数の減少(対前年比))

【緊急消防援助隊の隊数】(隊数)

	H17.4	H18.4	H19.4
隊数	2,963	3,397	3,751

(目標:概ね4,000隊(20年度))

【放火火災件数】(件)

	H16年	H17年	H18年
放火火災件数	14,006	12,264	11,258

(目標:放火火災件数の減少(対前年比))

【消防団員数】(人)

	H16.4	H17.4	H18.4
団員数	919,105	908,043	900,007

(目標:消防団員数の増加(対前年度比))

【耐震化の予定数と実績】(棟数)

	予定(4年)	実績(2年)	執行率
耐震改修済み	5,150	4,468	86.8%

(目標:緊急性の高い5,150棟)

【耐震率(参考)】

	H15調査	H17調査
耐震率	51.3%	56.4%
見込み(4年後)	54.1%	59.8%

※ 予定:H16年度～H19年度の4年間に耐震改修を予定していた棟数。(H15調査)

※ 実績:H16年度～H17年度の2年間に耐震改修を行った棟数。(H17調査)

施策に関する
評価結果の
概要と達成す
べき目標等

関係する施
政方針演説
等内閣の重
要政策(主な
もの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

第166回国会における安倍内閣
総理大臣施政方針演説

平成19年1月26日

国民生活の基盤となる安心・安全の確保(中略)は、政府の大きな責務であります。大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的・重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。

経済財政運営と構造改革に関
する基本方針2006(閣議決
定)

平成18年7月7日

我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。(中略)
国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。
このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。
・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震の地震防災戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。(一部略)
・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。
・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団の充実強化を図る。(一部略)

経済財政運営と構造改革に関
する基本方針2005(閣議決
定)

平成17年6月21日

国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。
(国民の安全・安心の確保)
大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化、防災の高度化、国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。(一部略)

平成19年度予算編成の基本方
針(閣議決定)

平成18年12月1日

国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。
災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。(一部略)